

平成 29 年度活性化組織割手数料の配分について

活性化組織割手数料は、農業者年金加入者・受給者組織等の役員等が行う加入推進活動を含む制度普及活動を行う場合に、この活動を支援する経費の一部として配分するものです。

活性化組織割手数料の交付を希望する市区町村は、別途調査依頼による報告様式にて、「平成28年度に当該活性化組織で戸別訪問を行った加入推進者の実人数」等を記入してください。

なお、加入推進活動を含む制度普及活動を行わない組織については、計上しないようにお願いします。

また、支部組織は交付対象組織に含まないことにご注意願います。

【配分方法】

- ・ 配分単価は 1 市区町村あたりとします。
- ・ 活動基本額は、実際の活動に応じた配分ができるよう、平成 28 年度に当該活性化組織で戸別訪問を行った加入推進者の実人数に応じて配分します。
- ・ 加算額は、新規加入のインセンティブが働くよう、前年度の新規加入者数に応じた配分とします。(当該市町村における平成28年 4 月～29年 3 月の間の新規加入処理決定総数)

○ 活動基本額 … $6,000円 \times$ [平成28年度に当該活性化組織で戸別訪問を行った加入推進者の実人数]

○ 加算額 … ① 15,000円 (39才以下の新規加入者 1 人あたり)

② 10,000円 (40才以上の新規加入者 1 人あたり)

※ ①及び②を各々計算し、あわせた金額を適用します。

○ 激変緩和措置

活性化組織割手数料が前年度(平成28年度)と比較して著しい減額となった場合は、一定割合を活性化組織割手数料における激変緩和措置として配分します。

※ 前年度の交付額と比較し80%以下に減少した場合、前年度交付額の80%との差額の半分を補填します。

(留意点)

活動基本額の配分は、活性化組織の戸別訪問の活動実績が加入推進記録簿等で確認できる場合に限り配分します。従って、市区町村として前年度の新規加入実績があっても、活性化組織として戸別訪問を行った人数がゼロまたは基金への報告がない場合は、活性化組織としての推進活動の実態がないとして、活動基本額はゼロとなり、同時に、加算額配分も激変緩和も行われません。(活性化組織割手数料の配分なし)